



評 価 決 定 書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成14年法律第164号。以下「改正法」という。）附則第2条第4項の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第74条第1項第1号に掲げる業務に係る勘定及び同項第2号に掲げる業務に係る勘定が、平成15年10月1日付けで、それぞれ旧勤労者退職金共済機構の改正法による改正前の中小企業退職金共済法第75条第1項第1号に掲げる業務に係る勘定及び同項第2号に掲げる業務に係る勘定から承継した資産の価額は、改正法附則第2条第5項の規定により、次のとおりとする。

一般の中小企業退職金共済事業等勘定	金	2,912,738,531,783 円
建設業退職金共済事業等勘定	金	945,549,652,551 円
清酒製造業退職金共済事業等勘定	金	8,371,225,586 円
林業退職金共済事業等勘定	金	15,387,178,519 円
独立行政法人勤労者退職金共済機構（総括）	金	3,882,046,588,439 円

価額の決定については、別紙1の評価要領に従って、別紙2の評価調書のとおり決定したものである。

平成16年2月4日

独立行政法人勤労者退職金共済機構評価委員

日 野 康 臣

代 理

中 村 豊



松 井 一 實



樋 爪 龍 太 郎



田 中 義 幸



横 須 賀 博

